

# 第 19 回香川県環境審議会生活環境部会

## 議 事 録

第 19 回香川県環境審議会生活環境部会議事録

1 日 時 平成 27 年 3 月 23 日 (月) 14:00～16:00

2 場 所 ルポール讃岐 2 階 中ホール

3 出席者

(出席委員)

- ・新見 治 委員 (部会長)
- ・綾 婦美子 委員
- ・末永 慶寛 委員
- ・須那 滋 委員
- ・多田 正彦 委員
- ・常川 真由美 委員

出席委員 6 名

(事務局)

- ・今雪 環境管理課長
  - ・中川 環境管理課副課長
  - ・香西 環境管理課課長補佐
  - ・大倉 環境管理課課長補佐
  - ・茂中 環境管理課副主幹
  - ・中務 環境管理課技師
  - ・中根 環境管理課技師
  - ・大倉 環境管理課主事
  - ・近藤 環境保健研究センター所長
- 事務局 9 名
- (オブザーバー)
- ・今岡 高松市環境指導課課長補佐

4 欠席委員

- ・大山 茂樹 委員
- ・三野 八重子 委員

5 議題

・審議

- ① 平成 27 年度水質測定計画 (案)
- ② 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し (案)
- ③ 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案)

・報告

- ① 平成 25 年度水質測定結果の概況について
- ② 大気汚染常時監視体制の再構築等について
- ③ PM2.5 の注意喚起の判断方法の改善等 (解除) について

6 配布資料

- ・資料 1 「平成 27 年度水質測定計画 (案)」、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し (案)」及び「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案)」について (諮問)
- ・資料 2 平成 25 年度水質測定結果の概況
- ・資料 3 平成 25 年度水質測定結果
- ・資料 4 平成 27 年度水質測定計画 (案) の概要
- ・資料 5 平成 27 年度水質測定計画 (案)
- ・資料 6 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し (案)
- ・資料 7 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し (案) に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方
- ・資料 8 備讃瀬戸及び燧灘東部における水生生物の保全に係る環境基準の水域類型の指定及

び環境基準点について

- ・資料 9 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）について
- ・資料 10 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方
- ・資料 11 大気汚染常時監視体制の再構築等について
- ・資料 12 PM2.5 の注意喚起の判断方法の改善等（解除）について
- ・資料 13 香川県環境審議会生活環境部会委員名簿
- ・資料 14 香川県環境審議会条例・香川県環境審議会運営規程

7 議事録署名委員

- ・末永 慶寛 委員
- ・常川 真由美 委員

【議 事】  
中川 副課長

会議に入ります前に、委員の皆様にご報告させていただきます。

本日の会議開催にあたりましては、記者発表、県ホームページを通じまして県民の皆様にご周知しましたが、傍聴希望者はございませんでした。

それでは、ただいまから、香川県環境審議会生活環境部会を開催させていただきます。

開会にあたりまして、環境管理課長の今雪から御挨拶を申し上げます。

今雪 課長

環境管理課長の今雪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、新見部会長様をはじめ委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。日頃、本県の環境保全行政について、御支援・御協力を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。後ほど報告させていただきますが、平成 25 年度の水質の測定結果、本県の河川や海域の水質については、カドミウムや鉛等の健康項目は全て達成しております。一方、生活環境項目、河川で言いますと有機汚濁の指標である BOD は 63%、海域の COD は 43% という結果です。全国平均の河川 92%、海域 77% と比べて低い状況です。県といたしましては、工場・事業場の排水対策や下水道、合併処理浄化槽等の施設整備の促進等の生活排水対策にも取り組んでおります。また、平成 25 年度には、「かがわ『里海』づくりビジョン」を策定いたしまして、瀬戸内海を美しい豊かな海として実現することを目指して里海づくりを始めています。現在、海ごみ対策や里山再生・竹林資源の活用などの山・川・まち・海をつなぐ各種の施策を推進しているところです。今回、知事から 3 つほど事項を諮問させていただいております。1 つ目が、平成 27 年度の水質測定計画の案です。こちらについては、水質汚濁防止法に基づいて、国・県・市・町が来年度に実施しようとする河川や海域、地下水等の測定について必要な事項を定めようとしているものです。2 つ目は、環境基準の水域類型の指定の見直し案について、河川で環境基準を一定期間達成している水域の達成期間の見直しを行うものです。3 つ目は、条例規則の一部改正案です。水質汚濁防止法に基づくカドミウムの排水基準が強化されていることから、条例の排水基準についても同様の措置を行うというものです。また、報告事項といたしまして、本日、PM2.5 の注意喚起の内容について、更に大気汚染の監視体制の見直しについても御報告させていただきます。委員の皆様の御意見を賜りまして、本県の環境保全に一層努めてまいりますので、どうぞ御支援のほどよろしくお願いいたします。簡単ですが、御挨拶に代えさせていただきます。

中川 副課長

それでは、会議に移りたいと思います。

ただいま、委員の出席の状況は、8 名中 6 名が御出席でございます。従いまして、香川県環境審議会条例第 7 条第 2 項で定められた定足数 2 分の 1 以上を満たしておりますので、本会議は成立しておりますことを御報告いたします。

本部会は昨年 7 月の委員改選後、初めての開催になりますので、委員の皆様から一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

- 綾 委員 商工会議所から参りました、綾と申します。25年度にこの部会に携わって、今忘れかけているのを思い出しているような状態です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 末永 委員 香川大学工学部安全システム建設工学科に所属しております、末永です。日頃は、水圏に関する環境問題について研究を展開しております。よろしくお願いいたします。
- 新見 部会長 香川大学の新見と言います。私は教育学部の地理学で自然や人間等を専門にしております。生活環境に関わる部会にも何年か参加しています。委員であるときは少し気楽だったのですが、芳澤先生の跡を継いで部会の先生方の意見をまとめないといけません。よろしくお願い致します。
- 須那 委員 香川県立保健医療大学の須那と申します。主に環境汚染、化学物質汚染、リスクアセスメント等の領域を専門としております。授業では公衆衛生をしております。どうぞよろしくお願い致します。
- 多田 委員 香川県漁連の多田でございます。よろしくお願い致します。漁連というところですので、特に水質関係は環境行政と相反するところがございまして、ただ一律にきれいにするだけじゃないという立場でございますので、その辺も考慮して御審議よろしくお願いいたします。
- 常川 委員 四国環境パートナーシップオフィスの常川と申します。環境省と NPO 法人の共同で運営するオフィスということで、普段は環境全般に関わる御相談や活動支援をしております。今日はどうぞよろしくお願い致します。
- 中川 副課長 ありがとうございます。  
なお、大山委員さん、三野委員さんにつきましては、本日は御欠席されております。  
それでは、お手元の資料を確認させていただきたいと思っております。本日配布しております資料は、次第にありますとおり、資料 1 から資料 14 と多くなっておりますが、御確認をお願いいたします。  
それでは、ここからの会議の進行は、審議会条例第 7 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、部会長の新見先生にお願いしたいと存じます。新見先生、よろしくお願い致します。
- 新見 部会長 よろしくお願いいたします。  
それでは、会議を進めさせていただきます。  
まず、審議に入ります前に、審議会運営規程第 4 条第 2 項に規定されてお

ます、会議録に署名をいただく委員さんを私から指名させていただきます。

本日は、末永委員さんと常川委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に移ります。本日は次第にありますとおり、知事から諮問を受けている事案が3件ございます。最初に「平成27年度水質測定計画(案)」について御審議をお願いいたしますが、審議に際しまして、あらかじめ香川県の水質の状況について御理解いただく方が、審議がよりスムーズに進むと考えられますので、まず、資料2にあります「平成25年度水質測定結果の概況」について、事務局から御説明をお願いします。

大倉 課長補佐

(資料2及び3に基づき「平成25年度水質測定結果の概況」について説明)

新見 部会長

ただいま、事務局から「平成25年度水質測定結果の概況」について御報告いただきましたが、御質問等はございませんでしょうか。

末永 委員

よろしいでしょうか。

今年度からですので今までの経緯が分からないのですが、年に1回の観測結果で、調査は毎年同じ時期にされているのですか。

大倉 課長補佐

地下水は年に1回ですが、水質は毎月測っているものが多いです。黄色い冊子の28ページには測定内容を記載しており、健康項目等は7月に年に1回測定になっております。生活環境項目については毎月測定、項目によっては表層や中層等、何層かに分かれております。

末永 委員

私が聞きたかったのは、例えば27ページのグラフでは、昭和51年から平成25年まであって、これは年に1点ですね。これは平均値ですか。

大倉 課長補佐

こちらは年の平均値のグラフです。先ほど申し上げた環境基準の達成状況は、75%値が達成か未達成かということで評価いたします。こちらの測定結果に載せておりますグラフは、濃度変化を見ていただくために、年平均値でグラフ化しております。

末永 委員

分かりました。それと、地下水が1点オーバーしているところがありました。硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の超過地点数1とありますが、これはどこの地点ですか。

大倉 課長補佐

高松市木太町です。

末永 委員

その地点が分かる図は、例えば資料3ではどこですか。

大倉 課長補佐 地点は、134、135 のページを開いていただいて、概況調査の 901-60 という地点のところですよ。

末永 委員 901-60、分かりました。ここですね。ありがとうございました。以上です。

新見 部会長 他にございませんでしょうか。

須那 委員 同じくこの地下水の調査の中ですが、環境基準値は超えていないということみたいですが、テトラクロエチレンが検出されている。これは次のページのこの特定地点とは別ですよ。この原因は工業的なものなののでしょうか。

大倉 課長補佐 概況調査については、原因がはっきりしない地点がございまして、こちらも、具体なところが中々難しい地点でございます。

須那 委員 例えば、近くに工場やドライクリーニング店があるとか、確たる証拠はないかも知れませんが、そういった状況があるのでしょうか。

大倉 課長補佐 テトラクロエチレン等の項目については、仰いますとおりクリーニング業等が多いですが、それらについても原因とまでは中々言いづらいレベルのものです。

須那 委員 市街地でしょうか。それとも田園地でしょうか。

大倉 課長補佐 申し訳ございません。この 2 地点については、今手元に資料がございません。後ほど御連絡させていただきたいと思っております。

末永 委員 今のことに関連して、先ほどの 901-60 木太町のあたりは硝酸性窒素等がオーバーしているということですが、考察には、家畜排泄由来との内容が書かれています。この周辺に、そういう施設はあるのですか。

今岡 課長補佐 高松市でございます。901-60 につきましては、井戸の傍で肥料を多く蒔いて、それが影響したということです。そのことについて指導しましたところ、次の年から適応できているという状況だと聞いております。

末永 委員 はい、分かりました。

新見 部会長 他にございますか。  
現状を理解したということで、知事から諮問を受けております「平成 27 年度水質測定計画 (案)」と、それに関連のある「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し (案)」について、事務局から御説

明をお願いしたいと思います。

また、補足として資料 8「備讃瀬戸及び燧灘東部における水生生物の保全に係る環境基準の水域類型の指定及び環境基準点について」も、併せて御説明をお願いいたします。

大倉 課長補佐

(資料 4 及び 5 に基づき「平成 27 年度水質測定計画 (案)」、資料 6 及び 7 に基づき「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し (案)」、資料 8 に基づき「備讃瀬戸及び燧灘東部における水生生物の保全に係る環境基準の水域類型の指定及び環境基準点について」の説明)

新見 部会長

審議事項の 1 が、「平成 27 年度水質測定計画 (案)」、そして、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し (案)」というのが審議事項の 2 でございました。それについて御説明いただいたわけですが、御質問を含めて御審議をお願いいたします。

常川 委員

先ほどの資料 8 の件で少し教えてもらいたいのですが、まず、類型指定に関して、備讃瀬戸と燧灘東部については環境省が地域を指定し、それについてある考え方に基づいて調査地点を指定する。その後、調査は県が行っているのですか。

大倉 課長補佐

そうです。県が環境基準点を選定し、調査を実施いたします。

常川 委員

調査することについて、ほぼ環境基準点と一致するという事なので、この計画の中に全て調査の項目は盛り込まれているのですか。

大倉 課長補佐

そういうことになります。既存の環境基準点がほとんどです。1 地点だけ伊吹島の周辺のところ新たにどうしても選定をしないといけないところがあり、この資料 8 の 5 ページの Hu-11 という地点です。この地点が加わった形で測定計画を作成しております。

常川 委員

それも表の中に入っているのですか。

大倉 課長補佐

はい。

常川 委員

それはどこのページでしょうか。

大倉 課長補佐

黄色い冊子の 34 ページの一番下に地点が追加となっております。

常川 委員

分かりました。あともう一つ、東讃海域については県が指定権限を持つとあるのですが、これから将来的にやるということですか。

大倉 課長補佐           そうです。まず国が指定をして、それから調査が必要になってまいりますので、その後近い将来、東讃海域については、県で類型指定をするという手順になります。

常川 委員               それは特にいつまでにとかいうわけではなくて、時期が来次第ということですか。

大倉 課長補佐           はい、そうです。そのようになります。

常川 委員               あともう一つ。私が見落としていたのかも知れないのですが、資料7のパブリックコメントが出されたということですが、こういう委員に関わるようなパブリックコメントが出た場合に、メールか何かで私たちに知らせてくださっているのですか。

大倉 課長補佐           パブリックコメントの結果は、お知らせしておりません。

常川 委員               出ましたというお知らせはいかがですか。

大倉 課長補佐           ホームページに掲載されますが、委員の皆様は、ホームページに出ましたというお知らせは、させていただいてなかったかと思えます。

常川 委員               今後、勉強にもなるので、もし可能でしたらお知らせいただくとありがたいと思います。

大倉 課長補佐           分かりました。ありがとうございます。

新見 部会長             他にございませんでしょうか。よろしく申し上げます。

多田 委員               基本的なことで申し訳ないのですが、先ほどの相引川の件で、Dタイプの、今までがロだったのですかね。今後はイになる。今後、Dという最初の基準は、何らかの基準でCになることはあるのでしょうか。

大倉 課長補佐           今のDタイプが、Cに上がることがあるかどうかということですね。一つ上の環境基準を一定期間達成すると上がります。また、利水状況に応じて基準が定められておりますので、利水目的が変わった場合も上がります。資料6の2ページをお開きいただけますでしょうか。今回Dタイプということで、上側を見てください。Dタイプですと工業用水2級や農業用水及び下の分類の工業用水3級や環境保全等も入るのですが、そういった利水がある場合にDタイプとなります。ですから水産とか水道等になりますと、CやB等に上がるようになります。

利水状況自体が今のところ変わっておりませんので、目的からすればD類型でも支障ないのですが、上の基準を達成していれば、低いまま置いておく必要もないのではないかとということで、見直しをして上げることがございます。

多田 委員

分かりました。私が相引川沿いに住んでいますので、少し関心があるのです。

新見 部会長

いかがでしょう。

私の方から御質問していいですか。

伊吹島が指定されましたよね。伊吹島周辺に色々あると思うのですが、西側地点にポイントを設けられた。その辺りの事情を教えてくださいたいのですが。

大倉 課長補佐

こちらは資料8ですね。資料8の2ページをお開きいただけますでしょうか。選定結果の表のちょうど上辺りに書いているのですが、伊吹島の西側が水産資源保護法に基づく保護水面に指定されていたので、西側に設定する方が良いだろうということで、設定させていただきました。

新見 部会長

分かりました。ありがとうございました。

末永 委員

現在、国と県と大学で、保護水面の中でキジハタの保護育成実験をずっと行っているところで、水質は定期的に測っています。ちなみに個々の水質を測りに行くときは、県の水産試験場か何かの船で、やくりか何かで行かれるのですか。

大倉 課長補佐

こちらは、水産課のごしきかことぶきで行っております。

末永 委員

そうですか。分かりました。

新見 部会長

他によろしいでしょうか。何かありましたらお願いしたいのですが。たくさん情報を聞いてまいりまして、中々整理がつかないところもあるのですが、よろしいでしょうか。

色々御意見をいただきましてありがとうございました。それでは、この審議内容2件につきましては、本部会として、諮問のとおりで差し支えないでしょうか。決議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

新見 部会長

ありがとうございました。審議事項の1と2に関しましては、諮問のとおり決定させていただきます。それでは、次の審議事項に移りたいと思います。3番の審議事項ですが、「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)」について、事務局から御説明をお願いいたします。

大倉 課長補佐 (資料 9 及び 10 に基づき「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)」について説明)

新見 部会長 ただいま事務局から御説明をいただきましたが、これにつきまして、御質問・御意見等をお願いしたいと思います。

須那 委員 環境基準の改正を受けて、排水基準を 10 倍程度の濃度に整理するということですか。それで、県内でそういった暫定的な対象、移行措置というか技術的な問題を解決する必要があるような事業所はかなりあるのでしょうか。

大倉 課長補佐 まず、国の環境基準が改正されて国の排水基準が改正されて、県がそれに準じまして、県独自で条例で定められているものについても、排水基準に該当するものを変えていくという流れになります。条例による規制が該当する事業所は 1 社のみとなっております。

須那 委員 一点だけ、これは技術的な問題も含んでいますので、そういうことの兼ね合いでもって移行すると思うのですが、瀬戸内海というのは閉鎖性水域で、魚介類などにカドミウムが蓄積し易いという様なデータもあるようですが、上乘せ基準的なものですね、大阪であれば、淀川水系は水道水に利用するために上乘せ基準を適用しているということで、環境基準のままの値を適用するという厳しいところもあるようですが、香川県として、将来的に瀬戸内海の保全ということも含めて、上乘せ基準の適用やそういうことも検討されるお考えがあるのかないのか、その辺りいかがでしょうか。

今雪 課長 カドミウム等の健康項目は、これまで県で水質等の測定を行ってきた状況からしますと、環境基準をクリアしております。事業場関係の排水等についても排水規制等で基準値を十分クリアしています。水源等の保全という観点で、水の循環についての法律の新たな動き等が出てきておりますので、そういうところを踏まえて、長期的に考えておく必要があるのかも知れませんが、今の時点では直ちに見直していく状況ではございません。国の動き等新たな情報がございましたら、こういう場もお借りして御説明等もさせていただきたいと思っております。

須那 委員 分かりました。

新見 部会長 いかがでしょうか。御質問も含めてお願いしたいのですが。

末永 委員 確認ですがよろしいですか。環境保健研究センターでカドミウムを分析されていると思うのですが、精度的に非常に高い分析方法を取られている印象があ

ります。通常、僕らがカドミウムを測るときは  $10^{-3}$  のレベルで、検出限界以下だということではほとんど問題ないのですが、資料を見ると  $10^{-4}$  のレベルで測られているので、これは相当精度の高い詳しい方法を取られているのかなという印象を持ちました。この分析方法が可能だということですよ。要は 0.0003 のレベルで測られているということですよ。

大倉 課長補佐

そうです。先生の仰いますとおりです。

末永 委員

ありがとうございます。

新見 部会長

他にございますか。

他に御意見ございませんようでしたら、条例施行規則の一部改正案について、御提案のありましたような形で本部会として決議したいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

新見 部会長

ありがとうございました。なお、審議会運営規程第 6 条第 2 項によりますと、部会の審議結果を会長に報告することとなっており、第 7 条第 1 項では、部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる、となっており、会長の同意を得まして、本決議を審議会としての決議とさせていただきます。以上が審議事項の 3 点でございます。

それでは、本日は事務局からその他の報告事項として、「大気汚染常時監視体制の再構築等について」、また「PM2.5 の注意喚起の判断方法の改善等（解除）について」御報告をいただくことになっておりますので、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

香西 課長補佐

(「大気汚染常時監視体制の再構築等について」「PM2.5 の注意喚起の判断方法の改善等（解除）について」の説明)

新見 部会長

ただいま、「PM2.5 の注意喚起の判断方法の改善等（解除）について」と「大気汚染常時監視体制の再構築等について」御報告をいただきましたが、これに関して質問等ございませんでしょうか。

須那 委員

今まで自排局という自動車排出ガスの測定局と一般の住宅地区と、という風に分けて設置されていたように思うのですが、今回の改正上、これはどういう分け方になるのでしょうか。

香西 課長補佐

自動車の交通量等が多いところについては、先生の仰いますように自動車排出ガスの測定局で、それ以外のところでは一般局ということで、測定しております。

した。県内で一番自動車の数が多いのは、やはり高松市内でありまして、高松市内の方では3か所自動車の自動車排気ガスの測定局を置いてありますが、今回の東讃と小豆島については、高松市内に比べれば交通量が随分少ないところですので、一般の測定局を配置いたしました。

須那 委員 特に道路の傍ということではなくて、一般の地区ということで解釈してよろしいのでしょうか。

香西 課長補佐 はい、そうですね。

須那 委員 分かりました。

新見 部会長 他にございませんでしょうか。

常川 委員 うちの事務所にも何件か、PM2.5の体制はどうなっているのですか、という相談があったので、7月から、県がこういう形で運用されるというのは私たちも非常に情報提供しやすいと思います。ちなみに、これは地域ごとに出てくる形なのですか。それとも県下での形のアウトプットなののでしょうか。

香西 課長補佐 後で御確認いただければと思うのですが、PM2.5は測定局ごとに出ております。今は、確か12測定局だったと思うのですが、それが13測定局になります。

常川 委員 メールか何かで受け取るのは、数値の情報になるということですか。

香西 課長補佐 まだ構築中ですので、いつからというのは完全にお約束はできないのですが、メールでお受け取りいただけるのは、PM2.5の注意喚起を出しましたとか解除しましたというお知らせを出した、という情報になります。

常川 委員 そういう注意報が出たときのお知らせは、地域ごと、全部の地域が出たらそれを一斉に、のような形になるのですか。

香西 課長補佐 オキシダントについては、幾つか地域を分けるのですが、PM2.5については全県的な、広域的な影響の方が大きいということで、どこか1箇所でも超えたらということで判断しておりますので、地域ごとに出すということではなく、香川県全域で出すという形にしております。

常川 委員 分かりました。ありがとうございます。

末永 委員 ちなみに今、ネット上で15時までの速報は出ていますね。

